

公益財団法人大原美術館 役員等の報酬等支給基準

1. 常勤役員等への報酬

常勤役員等への報酬は、当面、無報酬とする。

ただし、遠隔地から理事会、評議員会等に出席するための旅費は実費を支給する。

また、職員を兼務する役員は、職員として相応の給与を支給する。

2. 常勤役員等への退職手当

常勤役員等への退職手当は、当面、支給しない。

職員を兼務する役員は、職員退職時、職員として相応の退職手当を支給する。

3. 役員等報酬規程を適用しない役員等への費用弁償

当面、費用弁償をおこなわない。

ただし、遠隔地から理事会、評議員会等に出席するための旅費は実費を支給する。

附則

この基準は、公益財団法人大原美術館の設立の登記のあった日(平成23年6月1日)から施行する。